ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

(10時50分 休憩)

(11時10分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

通告2番、4番議員田村俊二君。

4 番 通告2番、4番議員田村俊二です。

通告に従いまして、

- 1、游休農地対策は、
- 2、特定空き家等に対する取り組みは、
- 3、ホームページの活用と拡充は、
- の3項目を質問いたします。

1項目めは、遊休農地対策です。私の住んでおります西大井地域及び町内全体を見たときに、遊休農地、耕作放棄地と思われる農地がぽつんぽつんとですが散見されます。耕作されている農地は四季の景観を生み出し、大井町の自然として町民の誇りでもあります。平成30年3月に大井町第5次総合計画、第4次実施計画が策定されました。施策別計画、農業の項目では農業生産基盤の整備、担い手や地域の中心となる経営体などの育成・確保及び効率的な農業の推進を図ることを重要な施策に位置づけております。農業生産基盤の整備では、農業従事者の高齢化、後継者不足の課題があり、耕作機械の大型化等に対応した耕作道の拡幅、農業用道水路等整備による農地利用の活性化に取り組んでおられるところであります。また、おおい都市マスタープランにおいても、農地は町の骨格を形成する自然環境と位置づけられております。そこで、遊休農地対策は重要課題と考えますので次についてお伺いいたします。

- (1) 遊休農地面積、農業従事者の推移は、
- (2) 対策として行った事業と今後の方向は、
- (3) 田園環境を形成する農地保全の課題は、
- (4) 農道改修要望の進め方は、

についてであります。

2項目めは「特定空家等に対する取り組みは」です。 適切な管理が行われ

ていない空き家等が防犯、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることの対策として、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年2月26日に施行されております。本町でも第4次実施計画では空き家、空き店舗対策の推進を掲げていますが、情報収集と空き家等の利活用に中心を置き展開をされているところであります。しかしながら、町内にはこの法律の対象と思われるような空き家等が、現在散見されるところであります。そこで、本町の特定空家に対する取り組みについてお伺いします。

- (1) 取組み状況は、
- (2) 現に倒壊等著しく危険と思われるものの対策は、についてです。

3項目めは「ホームページの活用と拡充は」です。本町の重要な施策の一つに協働のまちづくりがあります。そこでは、情報の共有と情報の発信は重要な施策として位置づけられております。町や町民との情報共有化や透明性、公開性を高めるために広報誌の発行、ホームページ及びSNS等による情報発信に積極的に取り組んでおられます。そこで、現在のホームページとなって2年、ホームページの活用と拡充についてお伺いします。

- (1) 付随する機能が十分生かされているのか、
- (2) キッズページや内容を拡充する考えは、

についてです。

町

以上、登壇しての質問といたします。

長 通告2番、田村俊二議員から、大きく3点について御質問をいただいておりますので、順次回答させていただきます。

まず一つ目の御質問の「遊休農地 (耕作放棄地)対策は」につきましては、 細かく4点の御質問をいただいております。

1点目の御質問の、「遊休農地、いわゆる耕作放棄地面積、農業従事者の 推移は」についてですが、耕作放棄地の問題は農業従事者の高齢化や担い手 の減少により全国的な課題となっております。耕作放棄地とは、農林業セン サスにおいて、以前耕地であったもので過去1年以上作物を栽培せず、しか もこの数年の間に再び耕作する考えのない土地と定義されております。5年 に1度行われる農林業センサスにおける本町の耕作放棄地面積は、2010年度 で40.4~クタール、2015年度は40.8~クタールと多少の増加はあるものの、ほとんど変化がない状況であります。しかし、農林業センサスで定義する耕作放棄地の面積には、農地として適正に管理していても、過去1年以上、作付をしていない不作付地もその面積に含まれておりますので、農業委員会で例年実施している荒廃農地の発生・解消状況に関する調査、いわゆる農地利用状況調査の結果で見ますと、2010年度は14.1~クタール、2015年度は24.1~クタール、2019年度(令和元年度)には24.2~クタールと、この10年間で約10~クタール、荒廃農地が増加した状況にあります。

次に、農林業センサスにおける農家戸数と農業従事者数の推移を見ると、2010年度に247戸あった販売農家戸数に対し、2015年度では230戸と5年間で17戸減少している状況にあります。また、農業従事者数は、2010年度は726人でしたが、2015年度には640人と5年間で86人減少しております。ここ数年、農業委員会には、高齢により耕作ができない、今まで耕作をお願いしていた方から農地を返されて困っている、誰か耕作してくれる人はいないかなど、農業の担い手についての相談が増えており、高齢化に伴い今後ますます農家戸数の減少と、耕作放棄地の増加が懸念される状況にあります。

農地は食料を生産する大切な役割がありますが、一度耕作をやめて数年たっと原形を失うほどに荒れてしまい、再生利用が困難な状態となります。耕作放棄地が増加する原因としては、農業者の高齢化や後継者不足、営農経験がない方や遠方の方が農地を相続して管理ができないなど、農業をめぐる環境の変化により多岐にわたっておりますが、農地が荒廃してしまう前に、新たに耕作する人を見つけ、さらに農地を集約し、栽培の効率化を図る仕組みづくりが求められています。

2点目の御質問の「対策として行った事業と今後の方向性(制度を含む) は」についてですが、耕作放棄地の解消に向けては、農業の担い手の育成・ 確保と農地利用の活性化の観点より取り組みを進めております。

まず、農業の多様な担い手の育成・確保策といたしましては、国の制度を 活用した青年就農給付金の交付や、かながわ農業アカデミーへの就学支援等、 営農を志す者への支援や耕作放棄地の解消に向けて活動を行う集落営農団体 等に対し補助金を交付するなど、地域全体で農地の維持と耕作放棄地の防止 に努める仕組みづくりを促進しております。

農地利用の活性化に向けては、中山間地域対策を初め、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、地域の農業従事者との話し合いにより、人・農地プランを作成し、地域の中心的な担い手を明確化し、農地の集約化を進めるとともに、農地中間管理事業「農地バンク制度」の活用を促進し、耕作ができなくなった農地を新たな担い手につなげる取り組みを進めております。

農地バンクとは、平成26年度に全都道府県に設置された農地の中間的受け 皿で、農地を貸したい人と借りたい人を引き合わせる仕組みであり、神奈川 県では公益社団法人神奈川県農業公社がその事業を行っています。

登録を行った農地については、農業委員や農地利用最適化推進委員へ積極 的に情報提供を行い、農地の貸し借りの促進につなげているところでありま す。

本町では、このような国の制度を積極的に導入するとともに、各種補助制度を整備するなど、農業振興を図りながら耕作放棄地の解消に努めておりますが、それらの事業も目覚ましい効果があらわれていないのが現実であります。

今後の方向としては、国の制度を活用した中で、担い手の育成と確保に向け、引き続き、営農を志す者や集落営農団体等の活動に対し、各種補助制度を運用するとともに、5年後、10年後の担い手をしっかりと確保していくために、農地に係る意向調査を実施した上で、地域において積極的に話し合いを行い、農地の集積と集約化に向け、人・農地プランの実質化を図って行かなければならないと考えております。

また、最近、移住と営農をあわせた相談も寄せられるようになってきたため、新たな担い手と農地をつなげやすくする、本町独自の制度を創出することも、重要であると考えております。

3点目の「田園環境を形成する農地保全の課題は」との御質問ですが、本町の誇りであり財産である、豊かな自然環境は、金手地区から西大井地区等に広がる田園環境、そして相和地区に広がる里山の景観にほかならないわけであります。その自然環境の多くは、本町の先人たちが農業を始めとする暮らしの中で、守ってこられたものであります。

先ほども触れましたが、人口減少、少子高齢化が進む中、農業の担い手不 足等による耕作放棄地の増加は、農地保全の大きな課題であります。

そしてまさに、耕作放棄地や荒廃農地の増加は、本町の豊かな自然環境を 失うことにつながると、大変危惧しているところであります。

田園環境を初め、豊かな自然環境を後世に残すためにも、繰り返しになりますが、人・農地プランの実質化に向け、地域の皆さんと膝を突き合わせ、地域の現状と将来の地域の課題を共有し、今後の農地利用や担い手の確保策など、農地の集積と集約化に関する将来の方針を、しっかりとまとめて行くことが、耕作放棄地が増加している今だからこそ、重要であり必要なことであると考えております。

4点目の御質問の「農道改修要望の進め方は」についてですが、農作業を 行う上で、田畑まで道路がなかったり、道幅が狭い場合、大型機械が入らず 作業の効率は非常に悪くなります。また、大型機械が入らない環境も、担い 手の確保につながらない要因の一つであるとも考えています。

農業用道水路等の農業基盤の整備は、耕作放棄地対策にもつながるものでありますが、農道改修等の要望に対しましては、やはり、人・農地プランの実質化に向けた地域における検討の中で、農地の集積と集約化に関する将来の方針を定め、新たな担い手につなげていく中で、しっかりと計画的に効果的な農業基盤の整備を進めていくことが重要であると判断しております。

続きまして、2点目の「特定空家等に対する取り組みは」について、御回答させていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法は、適切な管理が行われていない空家等に関しての権利義務などについて、民法などの既存法の規定に基づく対応を前提とした中で、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、特例的な措置として規定しているものでございます。

その主旨に則ると、現時点において、本町では法における特定空家等として正式に取り扱っている案件はないものと認識しております。

こちらにつきましては、平成31年3月29日付総務省・国土交通省告示第1 号にて最終改正がなされた「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施 するための基本的な指針」において、空家対策の基本的な考え方が示されて おり、この基本的な方針においては、適切な管理が行われていない空家等がもたらす問題を解消するためには、空家法において行政主体の責務に関する規定の前に「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、第一義的には空家等の所有者等がみずからの責任により的確に対応することが前提となるとされております。

個人の財産、町民の財産に対して、行政がその権利を侵害することは許されないものであり、また逆に、その権利の代償として義務が発生しており、その権利者としての義務を全うすることが、法で定める一般的・基本的な考え方であると認識しております。その認識の上で、例外的にどうにもならないという案件が生じた際の、行政の強権を執行する手段として、空家法の規定があるものと考えております。

本町においては、この考え方を前提とした上で空家対策に取り組んでいるところであり、現時点においては、民法の規定に基づく所有者等の責任における適切な管理に向けて、空家法第12条に定められております、所有者等による空家等の適切な管理の促進を町の役割として、情報の提供や助言等を行っているところであります。

また今後、空家等の所有者等がその管理責任を全うしない場合においては、対象物件が「特定空家等」として判断され、法に基づく指導等の措置を講ずる必要性が生じる可能性もございます。そういった場合に備え、町が一体となって対応を図れるよう、今年度は関係各課の課長級職員により構成される「大井町空家等対策検討プロジェクト会議」を改めて設置いたしました。

現在、町では「大井町空家等対策計画」の策定を進めており、自治会の皆様に協力をいただいて実施した空き家等の実態調査や、空家所有者意向に関するアンケート調査などの取り組みを踏まえ、計画の素案を策定し、2月上旬にパブリックコメントを実施いたしました。

町民の方からは、空家の利活用に向けた検討を、といった御意見もいただいたところでございます。こういった意見も踏まえた上で「大井町空家等対策計画」として取りまとめ、次年度、令和2年度より計画を施行させた中で、より一層空家対策を推進してまいる所存でございます。

続きまして、2点目の「現に倒壊等著しく危険と思われるものの対策は」についてですが、法においては、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいうと定められております。

そのため、法に基づく措置を実施するに当たっては、この「特定空家等と判断される空家」か否かについての判定をする必要があります。町としては、この判定に当たっては、空家法の第7条に定める協議会を設置し、協議会の意見を聴いた上で、空家等が「特定空家等」に該当するか否かを判定していくことを考えております。

議員からの御質問でありました、現に倒壊等著しく危険と思われるものにつきましては、先ほども引用させていただきました、国が定める基本的な指針の建築部局の参画に係る項目においても、空家等が倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態であるかどうかの判断やその対応策を検討する観点から、建築部局の存在しない市町村においては、建築部局を擁する都道府県の援助を得ることにより、空家等対策の実施に当たり必要となる連携体制を構築することが重要であるとされております。次年度以降につきましては、こういった体制を整え、必要な対応を取っていくことにより、的確な空家対策を推進していきたいと考えております。

大きな三つ目の、現在のホームページとなって2年、「ホームページの活用と拡充は」についての御質問の中の1点目、「付随する機能が十分活かされているのか」についてお答えします。

町ホームページは、平成29年度に改修し現在の形になっております。

閲覧環境の変化や情報通信技術・サービスの発達、アクセシビリティへの 対応や発信情報の増大などの変化に対応できていない部分が生じておりまし た。それらの課題に対応すべく、コンテンツマネジメントシステムを導入し、 欲しい情報を素早く手に入れるためのページの構造、使いやすさや障がい者、 高齢者等へ配慮した、誰もが利用しやすいホームページを目的に構築したと ころでございます。

改修により増えた機能といたしましては、災害用ページの整備、コンテンツマネジメントシステムの導入、アクセシビリティのレベルAAへの準拠の徹底及びSNSの活用がございます。

災害用ページは、災害時における情報発信ツールとしてホームページを使う際、画像などの読み込みの重いものがあるとアクセス障害を起こす可能性がございました。よって、画像などが少ない簡易的な災害用ページに切りかえられるようにし、アクセスしやすい環境を整備いたしました。なお、ページ切替の判断は災害対策本部で行うこととしておりますが、現在のところ切替を行った実績はございません。

しかしながら、トップページに「重要なお知らせ」として、赤枠で目立つ 仕様での記事掲載ができるようにもなっており、台風や風水害などの人的被 害に係るものはそちらへ掲載しております。

次に、コンテンツマネジメントシステムの導入により、各課において編集作業が可能になり、多くの情報をタイムリーに発信できるようになりました。このシステムにはさまざまな機能があり、カレンダー表示での検索やトップページのPR用の小窓の表示、画像加工機能などが挙げられます。

続いて、アクセシビリティの徹底では、ホームページの記事を編集する上で、情報などをさまざまな職員が作成しても同様となるよう、編集後にシステムでのチェック機能を搭載し、活用しております。

最後に、SNSの活用では、トップページにフェイスブックでの投稿が見 える小窓を作成し、フェイスブックで発信している情報をホームページ閲覧 者にも見えるようにいたしました。

これらの機能がさらに生かせるよう、また、よりよい情報を掲載し、発信ができるよう引き続き研修等を実施してまいりたいと考えております。

次に2点目の「項目(キッズページ)や内容を拡充する考えは」について、 お答えいたします。

これについては、以前のホームページに掲載しておりましたが、アクセス 数も少なく、町での編集作業ができない状況でした。また、現行のシステム 導入時には、各ページの情報について元のホームページからデータ移行を行いましたが、キッズページ機能の移行ができませんでした。よって、新たに構築する必要がありましたが、その費用対効果や新システムにルビ振り機能があることなどを考慮し、構築を見送った経緯がございます。

その他の項目や内容の拡充といたしましては、現在サブサイトの構築や内容の見直しなど、各課において取り組んでいるところでございます。

引き続き、閲覧される方にとって内容の充実を図り、誰もが見やすく親し みが持てるホームページとなるよう、情報発信に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

4 番 十分な説明を丁寧に御答弁をいただきまして感謝をするところであります。 残り時間のことを考えまして、ちょっと割愛しながら、順次説明をさせてい ただきます。また、再質問をさせていただきたいとこういうふうに思います。

1点目の遊休農地の関係ですけれども、面積、農業従事者の推移ということで、今数字をもってきていただいたように、過去から比べると非常に有効活用が増えているし、それに従事される人も少ないということは今の御説明の中で、御答弁の中で理解をしたところであります。

その要因として、町長のほうで述べられたのは、高齢化、後継者不足、それから相続等によって農地の遠くに離れているような方が十分に活用できていない、そういったことも起因するだろうと。そういう中で、機械化がなければ、やっぱり一つの遊休農地の解消するための一つの手法として挙げられていたように思います。

それで、そこのところは御答弁いただきましたので、思いは同じかなというふうに思います。

2番目のところですけれども、対策として行った事業、今後の方向という ことでありますけれども、町では、国あるいは県が示す事業ですね、それに 向けた対策、遊休農地を解消するための対策について、国あるいは県の制度 を活用しながらこられているということも十分理解はするところであります。

ですが、しかしながら、先ほど町長の御答弁の中でもありましたけれども、 遊休農地について、国や県の制度とは別に、町独自の制度というようなこと も今御答弁の中にはあったかと思うんですね。もし具体的に何か検討する、 あるいはこんな構想をもっているよというようなものがあるならば、お示し をいただければというふうに思います。

地域振興課長 町独自の制度について考えはあるかという御質問でございますが、昨今、 新規就農したいという方からの相談もいただいているような状況もございます。

> また、先ほど空家対策というお話もございましたが、空家とあわせて農地 を求めてくるような相談もきているのは事実でございます。

> そういった中で、大井町の中では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というところで、農家の方が農地を取得されるための要件を定めてございます。基本的には、一人の農家、農業従事者の方が30 a、3,000平方メートルですね、それと、年間の農業取得が600万に達するように事業計画を立てると。ただ、こういった基準が非常にハードルが高く、なかなか新規就農の方が就農ができるかというと難しい状況にございます。

昨今、周辺の自治体におきましては、市町独自の規定を設けて、新規就農者が少ない農地面積を保有した中で、また地域の活動をする農業従事者の方のアドバイスをもらったりしながら、農業ができる仕組みをつくっているところがございます。

大井町においても、相和地域の中山間であるとか、非常に小さな圃場もあるのも確かでございます。こういった地域特性を生かした中で、新たな担い手が大井町にきて、農地ができる。また、それが、直接荒廃農地対策につながる、こういった町独自の制度も今度やっぱり考えていく必要があろうかと考えてございます。

具体的な内容につきましては、まだ農業委員会の皆様と今後検討になるということで、具体的な内容までは今は決めてございませんが、今後そういった取り組みを積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

4 番 御答弁をいただきました、この遊休農地に絡めての農地の関係ですけれども、 国とかそれから県の制度というのは、農地の基盤整備ということで、農地の 集約化というところに、大きな視点を置いているのかなというふうに思うん ですよ。

先ほど、課長の答弁の中で、3,000平方メートルでしたっけ、というような

御答弁の中でありました。国や県が求めているそういう制度ではなくて、これから検討していきたいというお話ですけれども、遊休農地を即時的に解消していく一つの方法として、大井町では移住定住の促進なんかも考えて、制度の案、施策を施行しているわけですよね。課長の答弁の中にもありましたように、大井町に来て、住みながら農地を活用しながら、農産業というか、そういう農地の活用をやってみたいと思われている方も中にはたくさんいらっしゃるんだと思うんですよ。そういうところを即時的に対応だけするように、町として、何か一つの、これから検討ということでありますけれども、町としての考え方をきちんとやっぱり明確にしていくということは大事なことなんだろうというふうに思うんですよ。

先ほどの御答弁の中にもありましたけれども、神奈川県の中で、町独自に そういう制度をもちながら、個人対個人というのはなかなか難しいところも あるでしょうし、町全体の中の計画ということの中では、いろいろ個人個人 がやってどうというのはなかなか厳しいところがあると思うので、町が仲介 しながら、新しいそういう担い手をつくっていくというのも、これからやっぱりそんなに時間をかける話ではなくて、やっていくべきそういう政策なん だろうと思うんですけれど、そこのところだけもう1回ちょっと御答弁いた だけますでしょうか。

地域振興課長

やはり、大井町のこの農地を保全していく、自然環境を保全していく上で、 議員がおっしゃるような制度をしっかりつくることというのは、早急にやる べき案件だというふうに考えております。

現に、小規模の農地を求められて、来られる方もいらっしゃる中で、基準に達していない中で農業委員の皆様の意見を聞いた中で、方策を現に進めていただいている方もいらっしゃいます。

ただ、なかなか町として、制度をもっていないと、広くPRができないというのは現状でございます。移住定住も含めて、やはり大井町に移り住んでいただいている、それと地域の課題である荒廃農地、または遊休農地の解消に向けて、農業に従事してもらうということは、やはり町にとっても有益なことでございますので、できるだけ早急に農業委員会の中で検討した中で、制度化していきたいと考えております。

以上です。

4 番 課長が前向きな御答弁いただきましたので、ぜひ遊休農地解消というだけに とどまらず、後継者の育成も含めて、早急な検討をしていただくことを期待 したいというふうに思います。

次、3番目の「田園環境を形成する農地保全の課題は」ということで、今のこととも十分絡むわけですけれども、ちょっと視点を変えて、私たちの大井町にはおおい都市マスタープラン、この計画を持っているわけですよね。この中では、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、西大井、金手地区のところ、酒匂川のいわゆる左岸の部分ですよね。そこのところには、田園環境を形成する農地だということで、マスタープランの中にも位置づけをして、自然を守っていこうと。そういうお考えをこんなふうに示しているんだろうというふうに、思うところなんです。

しかしながら、地域振興課さんのほうで、ひょうたんの池をつくっておられて、そういう富士山百景ですか、そういうところで大井町から見えるということをPRしている中で、あそこから見たときに非常に、左岸のところが荒廃した景色が見えるわけですよね。そうすると、先ほどの遊休農地の関係とも絡みますけれども、農地の考え方というよりは、景観を維持する中で、こういうマスタープランを町が定めているので、そういう中で何か有効な手を打つことができないのかどうか、その辺の考え、マスタープランとの関係ってどうお考えになっているのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

地域振興課長

議員おっしゃられている酒匂川左岸の田園景観が広がるところでございますが、ひょうたん池から望む富士山、これ関東富士見百景にも認定されておりますが、これが非常に景観がいいところで、多くのカメラマンも大井町にお越しいただいている現状でございます。

こういったところ、景観をしっかり保全していく。これはマスタープランの中に自然環境と住環境、共生というところでもうたわれてございますが、 やはり観光資源としても、または農業用地としても適正にやっぱり管理していく必要があろうかと考えております。

農地におきましては、荒廃、また遊休農地、この対策を進めていく中で、

やはり景観の保全につながっていくんではないかというふうに考えております。現に、例えば草が生い茂ってしまっている場合には、農業委員のほうから、町のほうから、その適正管理についてお願いはしているところでございます。

ただ、そこの大もととなるのが、農地の利用をどうしていくか、この辺を しっかり考えていかなければいけないと思っております。

また、町長の答弁にもありましたけれども、大井町の豊かな自然環境がまさにこの、優良な農地があって育まれておるものでございますので、農業従事者だけではなくて、やはり地域の方もそういった荒廃農地を防止するためにどうしていくのか、しっかり考えていく必要があろうかというふうに考えています。ということで、ちょっと話がまとまりませんが、酒匂川の土手の雑木等については、神奈川県の土木事務所と引き続き調整をしていくとともに、やはり農地については現時点では適正管理について、引き続きお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

4 番 適正管理を進めたいという前向きな、答弁がありました。

しかしながら今、農地の保全というようなこと、それから、というような 視点で考えるというのも一つの考え方ですけれども、大井町って環境美化条 例という条例も持っているじゃないですか。そういう環境のところから視点 をおいて、その所有者に指導とか、助言とかということは、やることは私は 可能だと思うんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

生活環境課長

大井町環境美化条例の第4条にございます、大井町は空き地が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き地の所有者等に対し、雑草の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる、というような一文、 条項がございます。その辺につきましては、罰則規定等ございませんが、要請はできるという形になってございます。

今、農地のお話になって、この件に関しては農業委員会が率先して指導等を行うという状況でございますが、その雑種地だとか宅地に関しましては、この美化条例が適用となると考えており、その辺に関しましては、土地所有者等わかれば、指導等を行っていく状況でございます。

以上です。

4 番 今環境美化条例の話を出させてもらって、今担当課からね、御答弁をいただきました。私は、いろいろなことを考えるのにそれぞれの課だけ、農地にところだったら農地のところが主にということじゃなくて、町全体としてそのことをどうやるかということをやっぱり総合的に考えて対処すべきなんだろうと。農地が主ならば地域振興課さんが主になってやっていくということですけれども、いろいろな情報を組み合わせてやっていくのが対応の仕方なんだろうというふうに思いますので、そこはぜひ今後、対応に期待をしたいというふうに思います。

それで、ちょっと時間がかかるので先に進ませてもらいますけれども、4 番目の農道改修の要望ということですけれども、先ほどの町長の御答弁の中でも、人・農地プラン等々の、そういうものを見きわめてから、検討の中で計画をしていきたいというようなこともあったのかなというふうに思います。ですが、先ほど遊休農地については、やはり高齢化の問題であるとか、それから後継者不足ということも先ほど認識の中では町長も同じような思いを持たれているわけですよね。

高齢化ということは、1年先にいっちゃうと、なかなかその方がいつまでも健在とは限らないわけじゃないですか。そういうことを考えると、この問題については、至急対応する、そういう必要がある事案なんだろうというふうに思うんですよ。

拡幅という要望については、町長巡視なり、あるいは自治会などで、それぞれどうするのかについての要望等が出されているんだと思うんですよ。現地視察を行かれていて、現地も確認されている中で、いろいろな諸条件が一定程度絡んでいるよと、やる分においてですよ。何かをこうやるというときに地権者の了解も得られているとかね。そういうことがあるときには、計画を待ってとかそういうことではなくて、何らかの形で具体的にこれをやるからこうなるというふうなタイムスケジュールをきちんと明記してあげるということも、やっぱり行政として私は必要なんだろうというふうに思うんですけれども、その辺のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

長 非常に大事な部分と、そして、またかなり難しい問題だろうと思っておりま

町

す。と申しますのは、先ほどの答弁でも申し上げましたように、その農地は 今後どうなるのか、この先どうなっていくんだろうかと考えると後継者がい ない、またこのあとやる人もいない。このまま置いておったら荒廃してしま う。道路が先か、耕作する人が先かという、そういった問題も当然あろうか と思います。

そして、また景観等、そういったものの持つ景観のよさというものを考えたときに、そう言われたところを、じゃあそれいいからやりましょうというのもただではできないし、当然経費もかかります。お金もかかります。投資対効果はどれだけあろうかという問題もあります。潤沢にお金があれば多少融資はもらえるなとか、今やっている耕作している人もいますので、やっちゃいましょうということもできるのかもしれませんが、皆さんのお金ですから、そう簡単にはできないと思いますけれども、そういったことを決断することも可能だと思う。

実は私、この農地の問題、先ほども景観というお話がありましたけれど、マスタープラン等がある中で、もうこれ昔つくったプランですよね、時代はどんどん変わっています。そして、農家がずっと増えて、農業をやって暮らしていけるような時代につくったのかなと思いますけれども、かなり状況は、社会情勢は変わってきております。これからもそういった、変わったものは延長していくだろうと思います。人口が減ります。どこまで農地を大井町が保全し、景観、景観と言っていていいのか、そういうところがあります。

現に、ある会社が進出する、したいような話があったとしても、どこに持っていくんですかという思いがあります。思い切って全部が全部それをそういうものにしてあげないと、当然いけないと思います。景観もある程度保全しなきゃいけないと思います。

しかし、大井町がある程度一定の面積を確保するとなると、循環部というんですか、道路の沿線のどこかに、ちょっとまとまった土地をつくる、用意していくって、そんなようなことも今後必要だろうし、失われた企業等の税金等のことを考える、町の税金ですね。それを考えると、そういった方向を考えていかなければならない。

そうすると、先ほどの農地の話、ここは農耕機が入らないから広くしてく

れとか、やたらその辺にお金を使っちゃっていいのかどうか、そういった思いもあります。非常に難しい問題だと思いますが、先ほど課長の農業委員会との話し合いの中で、そういった方向性も、このまま農地を保全することが果たして正しいことかどうなのか、時代が変わってきた中で、人口が減ってきた中で、後継者がいない中で、農業で食っていけない時代になってきている現在を考えると、その辺も視野に入れた中で考えていくべきだろうと思います。

そうしますと、いわれた農道を広くすること自体が、果たしてそういった ものに適合するかどうか、非常に難しい問題で私としては町民の、意見を 100%取り入れた中で、税金も投入していかなきゃいけないという思いがあり ますけれど、かなり難しい選択になると今思っています。

以上です。

4 番 町長の今の御答弁を聞いちゃうと、結局やらないということじゃないですか。 要は都市計画の線引きを変えるというのは、一長一短にいかない話じゃない ですか。それで、私はだから議会の答弁の中でも聞いているわけですよ。

そういう中で、大井町としては、農地、田園の景観を大事にしていこうということで、マスタープランの中にも書いているわけですよ。マスタープラン、古いマスタープランじゃないですよね。平成30年ぐらいにつくっているんじゃないですか。それがあるのに、今のような答弁というのはどうも解せないです。それはちょっと時間の関係でやめますけれどね。

だけど、今ある状況の中で、町の計画の中でも定めていることをきちんと やっていくというのが行政のあり方なんでしょうから、そこをなしにして、 度外視しちゃったら何も前に進まないというふうに私は思いますよ。

ですので、この問題については、農地の改修の問題、要望等については、いろいろ事情があるでしょう、ですけれど、少なくとも手順をね、こうやったらこういうのができるんですということぐらいをきちんとやっぱり地元に説明をしてしかるべきだなというふうに私は思いますので、ぜひそれが、手順を担当課さんからでもいいですから、きょう御答弁はいいですから、担当課からでもいいですからきちんと手順を示していただきたい。こんなふうに期待をしたいと思います。

残りが、そこで1点だけ。総合計画の中で、環境保全のための環境形成の ための条例を検討するというふうにあったじゃないですか。実施計画の中で、 景観の保全、景観形成のための条例の制定について検討しますよというふう に載せていますよね。これって町として検討しているんですか。それも、今 はいいですよ。そういうのがあるので、適宜実施計画に載せているんであれ ば、きちんとそれは検討されるべきだというふうに思いますよ。

そういうのがね、結局は先ほどの景観、ひょうたん池から見た富士山とか につながってくるんだろうというふうに思うんで、ぜひ、早急に考えていた だきたいとそんなふうに思います。

次に、空家の関係ですけれども、大体、町の方向というのはわかりました。 それで、私がこの空家の関係についてですけれども、先ほど町長の答弁の中 にもありましたけれども、私人の、私の権利を、かなり制限をしていく、そ ういう法律なんだろうというふうに思うんですよ。

一つは、税の情報であるとか、それもある一定程度公開していくというようなこととか、それから、勧告だったですかね、それの勧告をしたときには、税の優遇措置も解除しちゃうよというようなことも、かなり厳しいことがこの特措法の中には入っているんだろうというふうに思います。

先ほどの御答弁の中で、県等の支援を仰ぎながらというようなお話もありましたけれども、私人の権利を制限していくという法律を実行する場合においては、これはかなり行政としてもきちんとした態度をもって臨んでいかなければ、厳しいことなんだろうというふうに思うんですよ。

今、このことについて、計画についてパブリックコメントをとっていて、 4月からは施行していくということですけれども、実際これをやっていく課 というのは、どこが事務局になってやろうとしているんですかね。そこのと ころ、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

企画財政課長

空家の対策につきましては、これまでも企画財政課が取りまとめを行って まいりました。ここで、4月で機構改革等を予定してございますけれども、そ の後につきましても、企画財政課のほうで取りまとめは行っていきたいという ふうに思ってございます。

以上です。

4 番 今、主になる課になるところをお知らせいただきましたけれども、これって立ち入り調査をやったり、実際にやるとなると、助言、指導、勧告、それから最終的には代執行までかかるわけじゃないですか。そういう中で、できるとおっしゃるんだからそうなのかもわかりませんけれど、企画財政課さんの中であれもこれもというようなことで、それだけでまとめてやられるような、そういう事業ではないような気がするんですよね。

でも、しかしながら、先ほど町長の御答弁の中に、大井町には特定空家に該当するようなものはないというようなことがおっしゃっておられたので、そうなのかなというふうには思いますけれども、これから町が発展していく中では、空家というのは出てくるだろうし、ある個人の責任、所有者の管理責任ということを言っておられますけれど、それができないからこの法律ができたわけじゃないですか。それだから、地域住民の衛生とか、そういうものをきちんと担保するために、町民の安全を確保するためにできているわけじゃないですか。だとしたら、町にはそういう対象はないようだというようなことで、それで過ごせられる問題じゃないのかなというふうに思っているんで、そこはしっかりと事務体制を整えて、やるべきなんだろうというふうに私は思いますけれども、それはいかがですか。

企画財政課長

議員おっしゃるとおりのお話で、企画財政課の職員をもって全ての対応ができるとは考えてございません。先ほどの町長の答弁の中にもございましたように、町には建築部局がございませんので、その辺については、県の建築部局の方を招聘した中で、対応していきたいというふうに考えてございます。

それ以外にも、建築部門以外にも、さまざまな部門で町の職員だけでは対応できないところもございますので、それについては、先ほどもこれもちょっと答弁の中にありましたけれども、協議会を設置した中で、その中で町長を筆頭として、例えば法律家の方、それから建築に詳しい方、それから考えられるところとしては警察関係、消防関係、そういったところの皆さんを招聘した中で、みんなの中で検討しないと進んでいかないというふうに考えてございます。

以上です。

4 番 この辺については、ちょっと時間の関係でもうこれ以上お話というか、了解

しましたということになるのかもしれませんけれども、ここの部分について、たった一つですけれども、今、私の住んでいる西大井、あるいは上大井、曽我地区ですよね。現に、皆さん御存じだと思いますけれども、国道沿いに倒壊寸前の建物があるわけですよ。この間も逗子でしたかね、歩いていたら、がけ崩れのようになって死亡しちゃったというようなこともあるわけでしょ。ありましたよね。そういうことを考えると、その歩道は国道だから、管理者は国なんだということではなくて、大井町に、そういう建物について、まさに倒壊なんかの危険があるというふうに私には判断できるんだけれど、そういうものについて、具体的に町としてはどのように考えているのか、その1点だけお聞かせください。

企画財政課長

255沿いということで、最終的には特定はされてはおりませんけれども、ほぼ特定されているような状況でございますので、詳細についてはこの場で回答することは控えさせていただきますけれども、まず家屋につきましては、一見した中で、特定空家に該当するのではないかというところは見受けられると思います。

ただ、先ほどの答弁の中でもございましたように、「特定空家等」にするには協議会の中で、協議会をつくらなくても可能ではありますけれども、そこの中で「特定空家等」ということで、判定をしないと特定空家にならないということでございます。ですから、現在の状況では特定空家に近いような状態の建築物というような状態でございます。

この関係につきましては、かなり前に、1年以上前から、その土地の所有者の方から相談は受けてございまして、我々も何とか対応しないといけないというところでさんざん悩んだ中で、弁護士さんに相談をした中で、基本的にはまず一義的には、家屋の所有者がその対応をするべきであると。その家屋の所有者が死亡等によっていなくなった場合には、その土地の所有者が最終的な責任を負うことが基本であるということを指示を受けまして、その旨をその土地の所有者の方に長きにわたって説明をさせてきていただいております。法でいうと、第12条による情報の提供、それから助言、それと説明、その部分をずっとやってまいりました。

最終的に、ことしの1月に土地の所有者の方から連絡がございまして、よ

うやく理解をしていただいたと私は思ってございますけれども、有識者なり に相談をしていただいた中で、解決に向けて動いているというような連絡を いただいてございますので、今はその行く末を見ていくというような状況で ございます。

以上です。

4 番 今のお話で、特定空家の督促の関係だけではなくて、現にあるものについては行政としても十分対応されているということがお話でわかりましたので、でも実際問題あれで、事故が起きたときに、じゃどうなのということになったときに、やっぱり問題が残るだろうというふうに思うので、ぜひ引き続き、その件については尽力していただくことを期待したいというふうに思います。 残り3分になってしまったんですけれど、最後のところで、ホームページの関係ですけれども、十分協働ということで、大事なことは情報の共有だとかね、情報の発信だということは十分私も理解していますし、町のほうもそういうスタンスに立って進めておられることも十分理解できました。

しかしながら、私もよくホームページは毎日のように見させてもらっているんですけれど、中に機能として、十分活用されていないような機能があると。一つ挙げれば、カレンダーの機能ですよ。町っていろいろな行事をやっているときに、きょうは何をやっているのかなって見たときに、表のように出てくるのは、いっぱい新着の情報が出てきますけれど、何をやっているのかなと見るのが、カレンダーのところを見るのが一番わかりやすいのかなというふうに思うんですよ。

そんな中で、幾つかの課は尽力されていますけれども、幾つかの課については、そういったところがね。ちょっと話聞いていますと、担当課のほうで入れることができるというのも聞きましたので、ぜひ今後そこは周知をし、タイムリーな情報が流れるように努力を今後もしていただければというふうに思います。そこの部分はそんなふうなところで期待していきたいところです。

これ、余計なことなんだけれど、例えば広報誌あるじゃないですか。 2月 1日に発行されたのが、ちょっと載っていなかったんですね。具体的なこと を言っちゃって申しわけなかったですけれど。 3月は、1日にちゃんと掲載 されました。そういうように、やっぱり広報を手に取るよりも、ホームページ見てみたほうが早いということもあるでしょうから、ぜひその辺のところを十分配慮をしていただければというふうに思います。

最後になるんですけれど、これから内容を拡充ということですけれども、 1点、町のホームページの中に飛んでいくと、教育施設なんかのところにも 飛ぶわけですよ。そうすると、相和小学校のこととか、学級だよりなんかも PDFではありますけれども載っている。そういうことはなかなか学校の活動が、保護者だけではなく、町民に知らせるという意味では非常に有意義だ と思っています。そういうことを、ほかの小学校、あるいは中学校もやっぱり私はやっていくべきだろうと。ICT教育ってことを、盛んにおっしゃっておられるんだから、そういったものを活用すべきだろうというふうに私は 思っていますよ。

その辺のところもちょっといろいろ振っちゃって申しわけなかったんですけれど、今後そういうことについてきちんと対応していくという考えがあるのかどうかお伺いし、私の質問は終了させていただきます。

教育総務課長

議員おっしゃるとおりでございまして、ホームページについては相和小、それから放課後教室ですね。これについては、それぞれの通信を載せていると。相和の活性化を含めて、特徴を出すというところの中で、出てきた話と思っておりますけれど、なかなかほかの学校については回覧を地域にしているけれど、回覧はやはり時間的な制約があるというところもあります。やっぱり、それぞれの学校について知っていただくという意味では、同じようにというところがありますので、方法をできるだけなかなか難しい面もありますけれど、載せていく方向ということも検討していきたいと思います。

以上でございます。

議 長 以上で、4番議員、田村俊二君の一般質問を終わります。 ここで昼食休憩といたします。再開は13時10分とします。

(12時10分 休憩)

(13時10分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

通告3番、1番議員、鈴木磯美君。